

京都市上下水道局告示第13号

京都市指定下水道工事業者規程第6条に基づき京都市指定下水道工事業者として指定し、同規程第7条第1項の規定に基づき京都市指定下水道工事業者の指定を取り消しましたので、同規程第31条第1号及び第2号の規定に基づき告示します。

令和元年6月10日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

1 新規指定業者

(1) 指定業者名

京都府相楽郡精華町大字菱田小字十ノ坪42番地10

株式会社村瀬設備

代表取締役 村瀬 治男

(2) 指定期間

令和元年6月10日から令和3年3月31日

2 指定取消業者

(1) 廃止届出業者名

京都府相楽郡精華町祝園大池22-4

村瀬設備工業所

村瀬 治男

(2) 廃止届出年月日

令和元年5月20日

(上下水道局下水道部管理課)